

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

こころをつなぐ
想いをつなぐ



まどか

円満相続 情報マガジン



令和3年冬
第14号

「まどか」第14号発行に寄せて

日頃は、埼玉県相続サポートセンターをご愛顧頂き、誠にありがとうございます。代表理事を務めます高田茂でございます。行く年を惜しみながらも、新しい年に希望を馳せるこの頃、ご多忙の中にも活気あふれる日々をお過ごしのことと存じます。本年も大変お世話になり感謝申し上げます。

さて、今年はコロナ禍の影響を受けながらも、例年通りの日程で令和4年度税制改正大綱が決定しました。コロナ禍からの経済基盤の立て直し、格差問題への対応を喫緊の課題とし取り纏められ、今後はこの税制改正大綱を基に法案が作成され、国会での審議・採択を経て、翌年度4月から施行される見通しです。

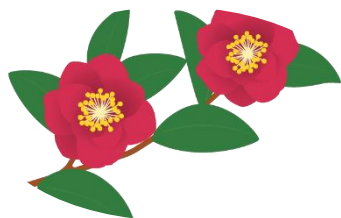
令和4年度税制改正大綱では資産税にかかわる項目として、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・見直しが挙げられます。非課税限度額は省エネ等住宅で1,000万円、それ以外の住宅は500万円とそれぞれ500万円引き下げられ、期限は2年延長されます。

注目されていた相続税と贈与税の一本化に関しては、令和4年度税制改正大綱では「本格的な検討を進める」記述にとどまり、具体的な改正は来年度以降に持ち越しとなりました。

「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」 -令和4年度税制改正大綱より抜粋-

現行の暦年課税制度では、贈与後3年以内に相続が発生した場合、その3年間行われた贈与財産は相続財産に含められ相続税が課されます。来年度以降の税制改正においては、贈与後10年以内の贈与財産は相続財産に含むとするドイツ、これを15年以内とするフランスといった諸外国の制度に倣い、日本の暦年課税制度のあり方が見直されることも考えられます。円満な資産承継においては早めの対策が必要不可欠ですが、今後の税制改正を注視しながら対応を検討する必要があるでしょう。私共で何かお役に立てることがございましたら、遠慮なくお申しつけ下さい。

それでは、師走という慌ただしい時期ですが、何卒ご自愛第一にお過ごし下さい。一年間の感謝の気持ちを込めて、年末のご挨拶とさせていただきます。



令和3年12月吉日

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

代表理事 高田 茂

知っておきたい相続の基礎知識

- P2 「相続Q & A①」 (レインボーニュース 2021年6月掲載)
- P3 「相続Q & A②」 (レインボーニュース 2021年7月掲載)

弁護士が語る「相続の現場」

- P4 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その5」
- P6 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その6」

お知らせ

- P 8 セミナー・無料相談会 開催実績・予定
- P 9 Information ～無料相談会・セミナー 開催のお知らせ～
- P10 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介
- P12 編集後記



法改正で変わる土地の相続 ～相続登記の義務化～

相続登記の義務化についての改正案が2021年4月21日参院本会議で可決・成立し、ニュース等でも大きな注目を集めています。改正法は2024年までに施行される予定です。具体的なルールが決まるのはこれからで、改正法施行により影響があるのはまだ先となりますが、土地の相続が大きく変わります。ポイントを確認しておきましょう。

■相続登記の義務化で何が変わる？

法改正により、相続が発生したら3年以内に相続登記(名義変更)をしなければならず、違反した場合は10万円以下の過料の対象になります。この期限は厳密にいうと、相続開始と不動産を相続する権利があることを知ってから3年以内です。

何らかの事情により相続登記ができないときのために、相続人申告登記(仮称)という相続登記の義務を一旦免れる制度も新設されます。

相続登記の義務化により、実質的に遺産分割協議にも3年以内という期限ができることになります。遺産分割協議では、他の財産についても話し合いをしないと、不動産を誰が取得するかはなかなか決まりません。不動産がある相続には期限ができることを今から意識して準備をしておきたいですね。

■過去の相続も義務化の対象に

改正法の施行前に発生した相続も、相続登記の義務化の対象になるとされています。例えば「20年前に亡くなった祖父名義のままの土地」といった、過去に相続が起きて相続登記をしていない全てが義務化の対象になるということです。まだ時間の余裕があると思わずに、早めに相続登記の準備を始めましょう。

■住所・氏名変更登記の義務化と、土地の所有権放棄制度

相続登記とともに、住所・氏名の変更登記も義務化されます。住所や氏名に変更があった場合も、変更日から2年以内に変更の登記申請をしないと5万円以下の過料の対象です。

また、土地の所有権の放棄ができる制度も新設されます。残念ながら放棄を考えている方にとっての朗報とはいえ、放棄される土地は国が受け入れますが、「問題のない土地」であることが条件です。建物がなく更地として利用できる、境界が明確で権利関係に争いがない、土壤汚染がない等の条件を満たしている必要あり、その土地の管理費10年分相当の負担金を納付する必要もあります。利用にはなかなかハードルの高い制度になりそうですね。

今後も増加が続く見込みの所有者不明土地への対策として、このように法整備が進められています。相続登記がされない要因のひとつに、相続の準備不足があるでしょう。「何となく相続の話し合いをせずに10年以上」というケースは、話し合うと相続トラブルに発展することが多いのが実状です。皆さんは遺言書を作成する等の相続の準備はされていますか？「わが家は心配ない」とは思わず、誰にでも起こり得ることとして相続の準備を進めたいですね。



変わってきた成年後見制度 ～成年後見人には身近に親族を～

少し前になりますが平成31年3月18日に開催された有識者会議で、最高裁判所は成年後見人等には身近な親族を選任することが望ましいという考えを明らかにしました。後見人による財産の横領等の被害が増えたことを背景に、後見人には親族以外の第三者として専門家が選任される傾向にある中で、この見解表明はニュースでも話題になりました。

その後の成年後見制度の変化を、令和3年3月に最高裁判所が公開した「成年後見関係事件の概況 令和2年1月～12月」をからみてみましょう。

■成年後見の利用は増えている

成年後見関係の申立件数は、昨年に比べて約3.5%と増加しました。ただ、急速に進む高齢化に見合う程には、成年後見制度の利用は進んでいないようです。

■申立動機で最も多いのは、預貯金等の管理・解約

成年後見関係の申立原因は、やはり認知症が最も多く全体の64.1%。申立の動機として最も多いのが預貯金等の管理・解約で、全体の37.1%を占めます。

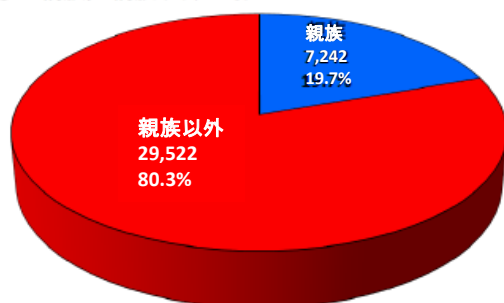
令和3年2月18日に全国銀行協会が発表した考えでは、認知症等による口座凍結への対応は成年後見制度の利用が原則としています。このことから、今後も認知症等による口座凍結が成年後見制度利用の主要動機となることが見込まれます。

■親族は成年後見人になれる？

親族以外の専門家等が成年後見人等に選任されたものは、全体の80.3%。親族等が選任されたものは全体の19.7%にとどまりました。親族が後見人になるのは難しいように思える結果ですが、そうとも限らない様です。令和2年2月からのデータですが、成年後見人等の候補者として親族が記載されていたのはわずか23.6%。「親族が後見人になるのは難しい」という認識から、そもそも申立の際に親族を候補者として記載していないという背景があるのかもしれません。認知症による財産管理の問題には事前の対策が大切なのはもちろんですが、それぞれの制度の変化にも注視していきたいですね。

(資料10-1) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

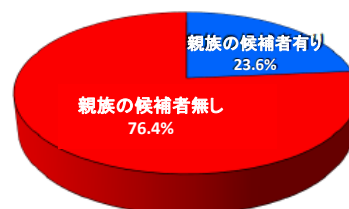
① 親族、親族以外の別



(成年後見関係事件の概況-令和2年1月～12月
最高裁判所事務総局家事局から引用)

(参考資料) 成年後見人等の候補者について

○ 令和2年2月から12月までに終局した、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件は、終局事件全体の約23.6%である。



(注2) 成年後見人等の候補者については令和2年2月から調査を開始している。

弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その5」

＜会社経営者の事業承継について考えてみましょう＞

10 会社の事業承継において、前回 9の(4)で、「「自社株」を後継者に集中させるためには、贈与、売買、相続などにより移転させます」とお話ししましたが、先ず「売買」について取り上げます。



- (1) 経営者が「自社株式を売却」すれば、「株式」が相続対象財産から流出し、遺留分の対象から外すことができますが、その分、現預金が増加します。
 - (ア) 後継者においては、購入資金を準備する必要がありますが、その資金力がなければ、経営者は、金策の手立ての相談に乗り、それが困難であれば次善の策の選択となります。売却代金の支払を曖昧にすると、贈与税を課税される恐れがありますので注意を要します。
 - (イ) 後継者が資金を用立てできなければ、売買を取り止めるか、それを実行するのであれば、それ以外の者を選定する必要があります。
 - a) 譲渡先として、①後継者以外の同族関係者、②発行会社（自己株式の取得）、③従業員・従業員持株会、④取引先、が考えられます。
 - b) 経営者は、譲渡先の選定ポイントとして、この譲渡が後継者に経営権を継承させるための対策であることを伝え、これに理解を示し、仮に株式の買戻しをする場合には対応してくれることなどを確認し、この意思決定をする必要があります。
- (2) 自社株式（非上場株式）の売買における課税関係は、概略、以下の通りとなります。
 - (ア) 自社株式を同族の後継者に売却する際の課税については、専門家に事前に相談し、適切なアドバイスを得ておくべきです。しかし、予備知識として課税関係の概略を理解し、後継者への株式譲渡の可能性、それを実現するための構想や手立てなどを検討しておけば、専門家からより適切なアドバイスを得ることができると思われます。
 - (イ) 経営者には、譲渡所得税、すなわち他の所得と区分し $(\text{売買金額} - \text{取得金額}) \times 20\%$ （所得税15%・住民税5%）と復興特別所得税0.315%の負担が生じます（申告分離課税）。
 - a) 「売買金額」は「時価」によりますが、「自社株」には上場株式のような市場価格がなく、同族株主間の売買では時価とかけ離れた価額とする虞もあるので、恣意性が入る余地のない「税務上の時価」によってされています。
 - b) 「取得金額」は、オーナー企業では株式の実際の取得金額、すなわち会社に出資した資本金額となり、相続した場合は被相続人の取得費となり、取得費が不明であるときは、総収入金額の5%とすることができます。

c)なお、従前、経営者が自社株(非上場株式)を売却し多額の譲渡益が発生した場合に、値下がりし塩漬けになった手持ちの上場株式を売却して含み損を実現させれば、損益通算により税額を減額することが可能でしたが、平成25年税制改正で、平成28年度から損益通算が廃止され、現在は認められていません。

(ウ) 自社株の「売買金額」は、上記の通り「税務上の時価」、すなわち、非上場株式の適正な時価によるとされており、

a)① 個人間の取引に適用される「相続税法上の時価」(相続税評価額)は、「財産評価基本通達178～189-7」に定められています。

- 1) 評価方法は、取得者が同族株主か否かで異なる。
- 2) 同族株主が取得する場合は「財産評価基本通達」における原則的評価方法(類似業種比準方式、純資産価額方式)による。この方法による評価額は、相対的に高くなる。
- 3) 同族株主以外の者が取得する場合は、特例評価方法(配当還元方式)が適用され、相対的に低く評価される。

b)② 譲渡者が個人、取得者が法人(又はその逆)の場合に、個人には「所得税法上の時価」、法人には「法人税法上の時価」が適用となります。

- 1) 「所得税法上の時価」は、「所得税基本通達59-6、23～35共-9」で「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」と定め、課税上弊害がない限り、以下を条件として「財産評価基本通達」の非上場株式の評価に準じて算定した価額によるとされている。

2) その条件は、次の通りである。

- ① 株式等を譲渡または贈与した個人が「同族株主」に該当するか否かの判定は、譲渡前または贈与直前の保有する株式の議決権数で判定する。
- ② その株式の価額を算定する場合、株式等を譲渡または贈与した個人がその株式の発行会社にとって中心的な同族株主に該当するときは、その発行会社は常に「小会社」に該当するものとして評価する。
- ③ その株式の発行会社が土地または証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡または贈与の時の時価による。
- ④ 「1株当たりの純資産価額」の計算に当たり、評価差額に対する法人税額等相当額(含み益に対する42%)は控除しない。

c)なお、③ 法人間の取引に適用される「法人税法上の時価」は、「法人税基本通達9-1-13、9-1-14」に定められており、所得税基本通達と同様、「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」と定め、課税上弊害がない限り、前記②の②～④を満たすことを条件として「財産評価基本通達」によるとされています。

(3) なお、過去にリーマンショックによる景気後退の局面で上場株式が大きく値を下げたことに連動して、非上場株式(自社株式)の「株式の評価方法」において株価の引き下げ効果が発生する場面がありましたが、この度の「新型コロナウイルス」に伴う景気後退においても、株式譲渡による事業承継のチャンスとなる可能性があるのかを検討してみる余地があると思われます。

弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その6」

<会社経営者の事業承継について考えてみましょう>

11 会社の事業承継において、9の(4)で「「自社株」を後継者に集中させるためには、贈与、売買、相続などにより移転させます」の内、今回は「贈与」と「相続」について取り上げます。

(1) 株式の贈与については、一般の贈与(暦年贈与)と「相続時精算課税制度」による贈与(相続税の課税対象となる)ものがあります。

(ア) <一般の贈与(暦年贈与)の場合>は、株式の価額、すなわち「相続税評価額」に課税がなされます。

a) 非上場株式(取引相場のない株式)の株価の評価方法には、「類似業種比準方式」、「純資産価額方式」、「配当還元方式」があります。

1) 「類似業種比準方式」は、国税庁が業種ごとに公表する上場企業の1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額から、類似している業種の株価を参考にして株価を評価します。

2) 「純資産価額方式」は、相続税評価額による会社の純資産価額(資産・負債を時価評価し、その差額の時価純資産)を株主持分として株価を評価します。但し、純資産価額から帳簿価額を差し引いた差額の税額を控除します。

3) 「配当還元方式」とは、企業の配当金額を資本還元率で除して株価を算定します。

b) 各評価方式の特徴は、「類似業種比準価額」が「純資産価額」に比べて低くなる傾向があります。

c) 110万円の基礎控除がありますが、株価が高額であると贈与税の負担が大きくなり、また、贈与税の税率も高くなります。また、遺留分の問題が残ります。

(イ) <「相続時精算課税制度」による贈与の場合>は、後日、相続開始の時点で相続税の課税対象となることがあります。

a) <限度額: 2,500万円>の基礎控除(特別控除額)があり、贈与税額は贈与財産の価額の合計額から複数年にわたり利用できる特別控除額(2,500万円)を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

b) 自社株式、現金、不動産等を対象にすることができます。

1) 自社株式の贈与のポイントは、「株価算定の基準が贈与時」となり、「相続時」ではない点にあります。

2) そこで、自社株の株価が上昇機運にある企業では、株価引き下げ対策を行って後継者に自社株を生前贈与する方策を採るべきであり、「新型コロナ不況」下もその時期と言える場面であるかも知れませんので、検討を要します。

- 3) オーナー社長が還暦前は暦年贈与の基礎控除110万円を活用し、その間に株価引き下げ対策を実施し、還暦後、相続時精算課税制度を活用して贈与をする策もあります。
- c) 生前贈与財産は、その制度名通りに、相続財産に持ち戻され「相続時に精算して課税」されるので注意を要します。基礎控除額を超過しなければ問題はありません。
- d) 贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫とされています。
- e) 相続時精算課税は、受贈者(子又は孫)が贈与者(父母又は祖父母)ごとに選択できますが、一旦選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。
- (ウ) 取引相場のない株式(議決権のある株式)等の贈与税の納税猶予制度の利用も可能です。
- a) 「経営承継円滑化法」(略称)による都道府県知事の認定を受けると、後継者が非上場会社の株式等を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、贈与税・相続税の納税が猶予又は免除されますが、詳しくは専門家に相談してください。
- b) この制度は、「事業承継税制」と呼ばれ、個人事業者の事業用資産の贈与・相続の場合にも適用されます。
- (2) 相続による事業承継では、後継者に、できれば全株式を取得させる遺言を残すのが重要ですが、遺留分侵害額請求の問題は解決しておくべきです。
- (ア) 遺言により、後継者に有利に株式を取得させ、会社定款に株式の譲渡制限と売渡請求の定めを設けると、他の相続人が株式を取得しても強制的に買い取ることができます。
- (イ) 遺言がないと、遺産分割協議の場で事業承継が問題となり、分割協議が整わないと、株式が宙に浮いてしまい会社の議決権の行使・運営が困難となります。
- (ウ) 相続人株主が後継者以外にもいると、その議決権を振りかざし、後継者の意図に反する議決権行使をして会社運営が困難になることがあります。
- (エ) 遺言は、「遺言公正証書」によるものとし、その具体的な対策は専門家に相談してください。



2022年 埼玉県相続サポートセンター セミナー開催予定

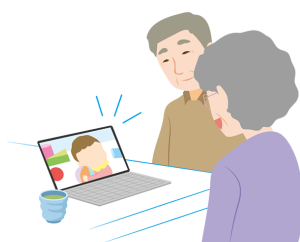


**会場開催セミナー(対面式)も
予定しております。
どうぞ楽しみに！！**

新型コロナウイルス感染予防対策のもと**会場開催のセミナー（対面式）**も予定しております。
詳細は決まり次第ご案内させていただきます。
※今後の感染状況によっては、中止を決定させていただく場合がございます。

2021年1月以降 相続学校さいたま校 セミナー開催実績・予定

開催日	セミナー名	講 師	内 容
2021年 9月11日開催済 9月25日開催済	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「相続のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	今からできる相続対策や相続 発生後の手続きについて オンラインで解説
2021年 1月16日開催済 11月13日開催済 11月27日開催済	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「相続税のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	相続税改正の概要、相続税の 仕組み、相続税の計算方法、 相続財産の評価方法等 オンラインで解説
2021年 4月24日開催済 7月24日開催済 2022年 2月 5日開催予定 2月19日開催予定	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「遺言書のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	遺言の基礎知識や作成方法等 オンラインで解説





コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談

- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
- ・学校休校で子供が家にいて、目が離せない！
- ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- ・相続手続きの期限が迫っているけど、訪問して相続する時間がとれない！

こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、
ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス

「おうちで相続相談」を実施中

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。

①無料の電話相談をご希望の方

ご来所が難しいという方は、お電話でのご相談を承ります(相談時間30分)。

簡単な疑問はお電話で解決。

複雑なご相談は、テレビ電話や弊社面談室(コロナ対策実施済)で対応致します。

②無料のテレビ電話相談サービス(ZOOM)をご希望の方

1. メールでテレビ電話相談用のURLをお送りします。

2. 面談のお時間になりましたら、URLをクリックするとテレビ面談がスタートします。

※詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

③来所での相談をご希望の方

弊社面談室(コロナ対策実施済)で対応致します。

完全予約制となりますので、お電話か弊社ホームページよりご予約ください。

次回WEBセミナー 開催予定

相続学校 初級講座 「遺言書のきほん」

第1講座 2022年2月 5日(土) 13時30分～14時30分

第2講座 2022年2月19日(土) 13時30分～14時30分

講師:相続学校さいたま校 古丸 志保

遺言書の作り方や作る時の注意点、相続法改正で遺言書がどう変わったのかなど。遺言書についてはじめて学ぶ方の講座です。

お問い合わせ・ご予約は埼玉県相続サポートセンターまで

TEL 048-711-9183

FAX 048-711-9151

受付時間 10:00～17:30 水曜定休

WEBからのご予約はこちら



一般社団法人

埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介



相続コーディネーター
不動産コンサルティングマスター

井田 泰史

出身地:群馬県伊勢崎市
経歴:平成元年4月 足利銀行に入行
退職後、(一社)埼玉県相続サポートセンター理事に就任
資格:宅地建物取引士
CPM(米国公認不動産経営管理士)
相続アドバイザー協議会認定会員上級アドバイザー
不動産コンサルティングマスター 登録番号(1)第30419号
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)
底地借地アドバイザー / 日商簿記2級

元銀行マンの経験を活かし、資金調達や不動産の有効活用、相続税対策としての不動産の評価額の引き下げ提案等、あらゆるニーズにお応えします。
権利関係の調整や底地借地の整理等、多種多様な不動産実務に取り組んでおります。
不動産相続の巧拙が、相続税額や不動産承継に大きく影響する時代です。
まずはご相談を…！

出身地:埼玉県春日部市
経歴:商社・司法書士事務所を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格:宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)
相続アドバイザー協議会認定会員アドバイザー



相続コーディネーター
中澤 勝己

ご相談者である相続人様のご意思は当然ですが、亡くなられた被相続人の方のお気持ちも感じ取りながら、ご家族皆様が幸せな相続を行えるよう、お手伝いをしたいと考えております。
お気軽にご相談下さいませ。



相続コーディネーター
岡部 拓生

出身地:埼玉県さいたま市
経歴:新築マンションのデベロッパーを経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格:宅地建物取引士
賃貸不動産経営管理士

不動産売買に携わる中で、相続をきっかけとする方は多くいらっしゃいました。十人十色のご事情を伺う中で、売買という選択肢に限らず、有効活用などそれぞれのお客様にとってよりよい選択肢をご提案できるよう努めます。

窓口ひとつでトータルサポート！

相続に関する様々な手続き・問題に対し、必要に応じ各専門家と協力して、お客様のお悩みの解決に向け様々なサポートを致します。



相続コーディネーター
長岡 滋

出身地：東京都葛飾区

経歴：平成25年9月 某大手不動産会社 定年退職

現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍

資格：宅地建物取引士、CPM(米国公認不動産経営管理士)

NPO法人相続アドバイザー協議会認定会員 上級アドバイザー

家族信託コーディネーター(一社)家族信託普及協会会員

事業承継・M&Aアドバイザー(一社)金融財政事情研究会認定

2級ファイナンシャル・プランニング技能士、パーソナルコーチ(GCS認定コーチ)

これからの財産管理・承継の一手法である「家族信託」を担当させていただきます。従来は、「元気な時」、「認知症になって判断能力が無くなったとき」、「相続が開始したとき」、「さらに次の相続が開始したとき(2次相続)」、これらのライフステージごとに別々の財産管理をしていました。しかし、「家族信託」ならすべてのライフステージの財産管理・承継を一個の家族信託の契約でカバーすることができます。ただし、元気な時に、「家族信託」の契約をしておくことが必要です。

出身地：埼玉県北本市

経歴：法律事務所、不動産会社を経て、

現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍

資格：宅地建物取引士

2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP) / 行政書士試験 合格

相続アドバイザー協議会認定会員 アドバイザー



相続コーディネーター
古丸 志保

何から始めたら良いかわからない生前対策、なかなか進められずに困った相続手続きなどのご相談に分かりやすくお答えし、ご家族の皆様の円満相続にむけて、お手伝いをさせていただきます。
どうぞお気軽にご相談ください。

特別顧問

青木幹治法律事務所
弁護士 **青木 幹治**



宮城県白石市の蔵王連峰の麓にて出生。

埼玉県蓮田市在住。

東京地検を中心に、北は北海道の釧路地検から、南は沖縄の那覇地検に勤務。

東京地検特捜部検事、内閣情報調査室調査官などを経て、最高検察庁検事を最後に退官。

検察官時代は、脱税事件を中心に捜査畑一筋。

平成18年よりさいたま地方法務局所属公証人。

平成28年に公証人を退任し、青木幹治法律事務所を開設。

(一社)埼玉県相続サポートセンターの特別顧問に就任。

座右の銘は「為せば成る」

編集後記

早いもので師走を迎え、今年も暮れようとしています。皆さんにとって今年はどんな一年になりましたか？この一年を振り返りながら、そろそろ本格的に相続の準備をを考える方も多いのではないのでしょうか。

親世代が相続の準備をはじめるときに、まず考えるべきことは残される配偶者の今後の生活資金に不安がないかです。遺産分けのバランスや相続税など、気になることは色々あると思いますが、これらを考えるのは次の段階です。

総務省の家計調査によると、65歳以上の女性の単身世帯の消費支出は月平均で約14万円。遺族年金を受け取ることができるとしても、預貯金を取り崩しながら生活費を工面される方が多いでしょう。健康に長生きされるのは喜ばしいことですが、できるだけ将来の生活の不安を軽くできるように資金を遺しておきたいところです。

また、配偶者のご相続のあと自宅で一人暮らしとなる方も多いでしょう。身体が弱ったときだけではなく、怪我をきっかけに一人での生活が難しくなり、施設入所が必要になることもあるかもしれません。高齢者向け施設は様々あり、かかる費用の幅も広いですが、多めに見積もっておくことをお勧めします。もし施設費用を手元にある預貯金でまかなうことが難しいなら、入所時にはご自宅を売却して資金を捻出するのも一案です。

年末年始は離れて暮らすご家族と顔を合わせることができる数少ない機会です。ご夫婦のどちらかがもし一人になっても安心して暮らしていけるよう、改めてお話をしてみたいはいかがでしょうか。お手元に届いた「まどか」がご家族で相続を考え、想いを共有するきっかけとなりましたら幸いです。

それでは、お身体にお気をつけてよき新年をお迎えください。

令和3年12月吉日

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

古丸 志保

MAP



浦和駅西口より徒歩3分

お問い合わせ

電話番号：048-711-9183

FAX番号 : 048-711-9151

受付時間：10時00分～17時30分
(水曜定休)

※ご相談は土日祝日も受け付けて
おります（要予約）

【面談場所】

浦和駅西口 徒歩3分

エイペックスタワー浦和

オフィス西館 307

ご来社の際は、事前にお電話にて
ご一報くださいませ。

外出を控えたい方へ 「おうちで相続相談」

埼玉県相続サポートセンターでは、ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス「おうちで相続相談」を実施中。なお、ご来社での個別相談も承っております（要予約）。

**我が家は相続税の対象になるの？
不動産の相続対策、何をしたらよいの？
相続した不動産を売却・活用したい！**

コーディネーターが、相続・不動産のお悩みに個別にお答え致します！

ところをつなぐ 想いをつなぐ
 円満相続情報マガジン
 「まどか」第14号

令和3年12月吉日 発行

著者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
 発行責任者 代表理事 高田 茂
 編集責任者 古丸 志保
 発行所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

7330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1
エイパックスタワー浦和オフィス西館307
TEL 048-711-9183
FAX 048-711-9151
<https://www.saitama-souzoku.jp/>



一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター